

新型コロナウイルス感染症による 町税や公共料金等の納付が困難な方へ

みなかみ町では、新型コロナウイルス感染症の影響により、町税や公共料金等を一時に納付することができない場合、町に申請することにより、原則として1年以内の期間に限り徴収猶予する制度があります。以下、地方税の徴収猶予制度についてご案内いたします。

◎徴収猶予の要件

- ① その財産が震災、風水害、火災、その他の災害、または盗難にあった場合
- ② 納税者または生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷した場合
- ③ 納税者がその事業を廃止または休止した場合
- ④ 納税者がその事業につき著しい損失を受けた場合
- ⑤ 納税者に上記4つの猶予該当事実のいずれかに類する事実があった場合
- ⑥ 本来の納期限から1年を経過したのちに納付額が確定した場合

◎徴収猶予の申請で認められること

- ・原則として1年を限度に町税の徴収が猶予されます。
- ・徴収猶予が認められた期間中の延滞金の一部が免除されます。
- ・新たな財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

◎徴収猶予が受けられる税金及び公共料金

- ・町税／町県民税、固定資産税など
- ・公共料金／水道料金、下水道使用料、町営住宅使用料

<裏面につづく>

◎相談・問い合わせ先

〒379-1393 利根郡みなかみ町後閑318番地

みなかみ町役場 税 務 課 電話 0278-25-5008
 生活水道課 (両毛ビジネスサポートみなかみ事業所)
 電話 0278-62-3977
 地域整備課 (群馬県住宅供給公社みなかみ支所)
 電話 0278-25-8423

※相談時間 (平日) 午前8時30分 ~ 午後5時

◎申請期間について

- 令和3年度の町税について、新型コロナの影響で納付が困難と認められる場合は、納税通知書等が届き税額が確定してから最初の納期限日までに申請をしてください。
※例えば令和3年度固定資産税の徴収の猶予を申請したい場合、納税通知書の送付が5月中旬です。最初の第1期納期限日が5月31日となりますので、申請についても5月31日までに申請をしてください。
- 公共料金については随時申請書の受付をいたしますので各担当課までご相談をください。

◎申請書及び添付書類について

- 徴収猶予申請を行うに当たり、必要書類等を確認し町ホームページからダウンロードするか、役場各担当課窓口にて申請書類を請求してください。

必要書類	税務課 〔町税〕	生活水道課 水道料金 下水道使用料 〔 〕	地域整備課 〔町営住宅使用料〕
徴収猶予(期間延長)申請書	○必要 (2部作成)	○必要 (2部作成)	○必要 (2部作成)
経営の悪化や収入の減額等を証する書類 (休廃業届、解雇通知、給与明細など猶予を受ける原因を説明・証する書類の写し)	○必要	○必要	○必要
滞納状況確認同意書 (申請者に滞納金があるか確認調査をする同意書)	○必要	○必要	○必要
財産収支状況書	△必要 猶予金額が100万円未満が作成	—	—
収支の明細書	△必要 猶予金額が100万円以上が作成	—	—
財産目録		—	—
担保提供書	△必要 猶予金額が100万円以上で尚かつ 猶予期間が4ヶ月以上は作成	—	—

※町税の徴収猶予申請は、猶予する税額及び期間により作成書類が変わりますのでご注意ください。

◎申請書類の提出先について

町税及び公共料金の徴収猶予申請書等の提出先は下記になります。

- 町税(町県民税、固定資産税など)・・・税務課(本庁舎1F)
- 水道料金、下水道使用料・・・・・・・・・・両毛ビジネスサポートみなかみ事業所(本庁舎B2)
- 町営住宅使用料・・・・・・・・・・群馬県住宅供給公社みなかみ支所(本庁舎B2)

※受付時間/平日 午前8時30分 ~ 午後5時

- 町税や町の公共料金に滞納がある方は徴収猶予申請はできませんが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて納税や町の公共料金の納付が難しい方は納税(付)相談を希望して一度ご来庁ください。各担当課で今後の納税・納付に関する相談に応じます。